

改正

平成27年3月31日東京都板橋区規則第21号

令和2年7月3日東京都板橋区規則第60号

板橋区いじめ問題対策連絡協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成26年板橋区条例第23号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定に基づき、板橋区いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和2年規則60号〕

(所掌事項)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議し、及び調査する。

- (1) 条例第2条第2号に規定する子どもに対するいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決（以下「いじめの未然防止等」という。）のための対策の推進に関する事項
- (2) 条例第2条第5号に規定する区民及び同条第6号に規定する関係機関等（以下「関係機関等」という。）に関する事項
- (3) その他いじめの未然防止等のための対策の推進に必要な事項

(構成)

第3条 連絡協議会は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 委員は次に掲げる者の中から、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 法曹関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 保護者代表者
- (6) 地域代表者
- (7) 関係機関等の職員

(8) 区職員

4 前項の委員の総数は、40人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会長は、連絡協議会を代表し、会議を主宰する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡協議会は、会長が招集する。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 連絡協議会の庶務は、総務部総務課及び教育委員会事務局教育総務課において処理する。

一部改正〔平成27年規則21号・令和2年60号〕

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会が定める。

一部改正〔令和2年規則60号〕

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年3月31日東京都板橋区規則第21号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年7月3日東京都板橋区規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。